

苦情処理状況(令和4年4月～9月)

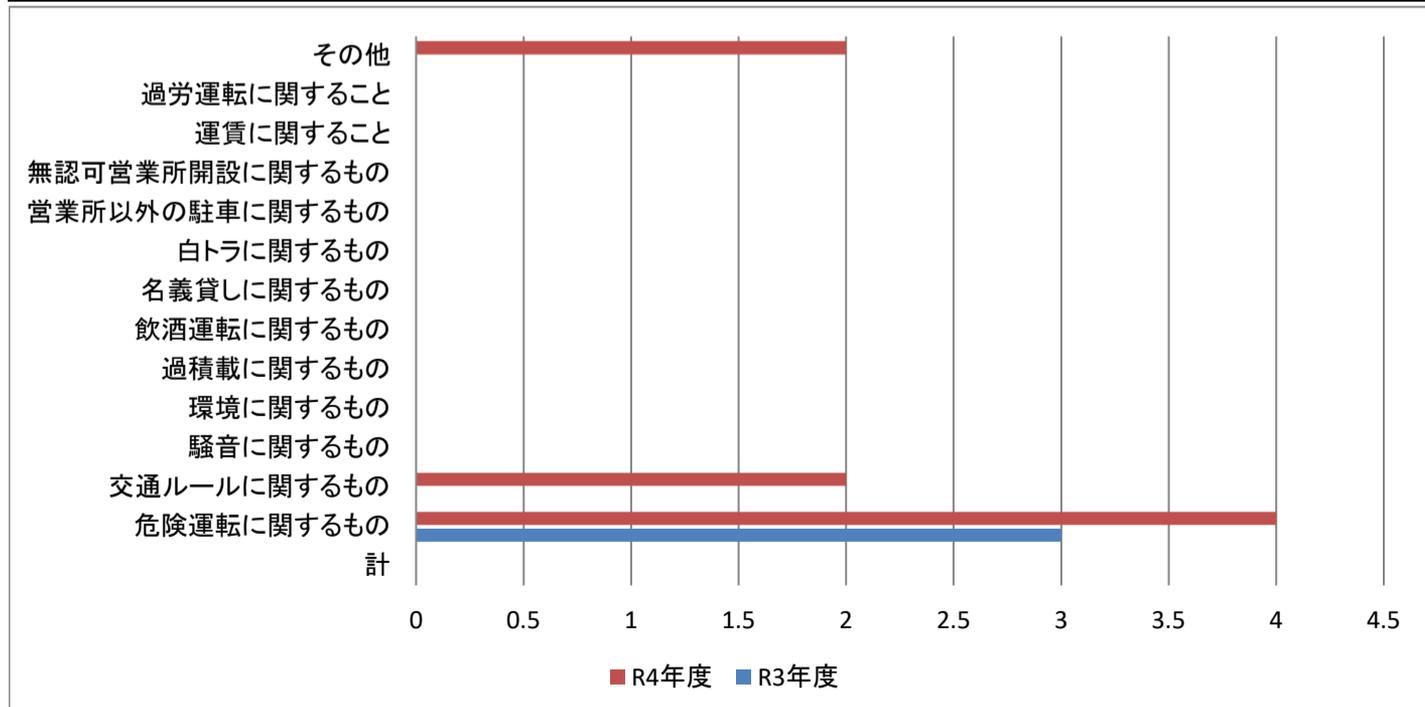
福島県貨物自動車運送適正化事業実施機関

	R3年度	R4年度	対前年比	備 考
苦情処理総件数	3	8	5	

※()内は非会員

(交通マナー関係)					
危険運転に関するもの	件数 構成比	3 (100%)	4 (50%)	1	煽り運転、速度超過
騒音に関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
交通ルールに関するもの	件数 構成比	0 (0%)	2 (25%)	2	車線をまたいだ走行、不正改造
環境に関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
	計	3	6	3	

(交通マナー以外)					
過積載に関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
飲酒運転に関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
名義貸しに関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
白トラに関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
営業所以外の駐車に関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
無認可営業所開設に関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
運賃に関すること	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
過労運転に関すること	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
その他	件数 構成比	0 (0%)	2 (25%)	2	監査結果への不満、賃金未払い
	計	0	2	2	



受付日	通報者	Gマーク 有無	通報内容	対応結果（備考）	苦情区分	備考
2022/4/20	一般消費者	不明	〇〇の大型ダンプが4月19日午前6時40分頃〇〇の片道1車線を低速走行していた。2車線に変わったので追越しを行おうとしたが車線をまたぐ走行をされ追越しできなかった。危険な運転なので指導してほしい。☒ ☒〇〇の大型車両も同様に〇〇交差点から〇〇の区間で同様の走行をしていた指導してほしいとの事	4月19日10時頃〇〇氏に通報内容を連絡した。通報者から同様の連絡がありドライバーに確認したところそのような行為は☒っていないとの事であった。☒ 〇〇も同様に通報内容を連絡し事実確認の依頼と指導をお願いした。	その他	2車線をまたぐ走行
2022/6/13	一般消費者	有	県中支部へ〇〇〇の福島100〇〇の車両が6月12日夜間に4号バイパスの上り車線において、右側の車線を速度超過して走行していると、また、同社では当該車両以外にも過去にも速度超過があり、危険であることから〇〇へも連絡したが納得できる対応ではなかったため指導してほしいとのことで連絡があった。	6月13日14時35分に〇〇へ連絡し、〇〇氏に事実確認をした。同内容について通報者から連絡があり、既にドライブレコーダーの映像等により事実確認が行われており、事実確認後ドライバーへ指導したとのことであった。その旨を通報者にも伝えたとのことであった。〇〇氏へ通報者が納得できていない電話があったことを伝え、速度超過及び通報者への対応についても気を付けていただきたいとした。	危険運転等	
2022/7/15	トラックドライバー	無	元ダンプトラック運転者が在籍した令和2年1月から令和3年12月までの時間外に該当する未払い賃金2年分（金額は不明）を〇〇労働基準監督署に訴えたが、事業者が令和2年1月から12月分については資料が無い（運行管理に関する帳票類の保存期間は1年間）ので1年分の未払いになり納得できない。労働局にも相談中。知人からトラック協会にも連絡した方が良いというアドバイスがあったので連絡した。	労使間の問題で労働局・〇〇労働基準監督署が対応中ということもあり当協会としては情報収集のみとする。	その他	賃金未払い
2022/7/19	匿名	有	7/18 AM7:00頃 〇〇自動車道下り〇〇インター手前 1車線区間で当該大型トラックが乗用車を路肩から必要に煽っていた。	7/20 PM15:38 運行管理者 〇〇氏よりドライバーへのヒアリングとドラレコ映像を確認したが、該当部分はなかったと連絡があった。☒ しかし通報内容が2車線から1車線に切り替わる部分での出来事のため、速度を急に落としたことで車間が狭くなり煽られたと認識された可能性が考えられるということ。今後Gマーク事業者として誤解されるような走行はしないよう指導を徹底していくという回答であった。	危険運転等	
2022/7/25	事業者	無	当該事業所は令和3年〇〇及び〇〇に行なわれた福島運輸支局による監査において〇〇日車の車両停止と警告（〇〇違反等）が令和4年〇〇付で発出された。（監査理由は苦情によるもの）☒ ☒ 監査理由の情報提供は〇〇氏で、「〇〇の運送事業者A社が車両停止の行政処分を受けて仕事ができないため〇〇の2両を〇〇がA社に貸し出した。名義貸し、ナンバー貸しに当たるので監査をしてほしい。」と福島運輸支局に相談した。その後上記日程で監査が行われ処分が決定したが、①名義貸しに当たる悪質違反（ネット情報）なのになぜ警告なのか？☒ ②無通告監査のため立会いが出来なかったのでどこが違反していたか判らない。判らないでの弁明のしようがない。内容を教えてほしい。また、行政処分があったため運行管理者の特別講習を受講したが、定期点検等の車両に係る違反は整備管理者なのに何の処分もないのは納得できない。	令和4年7月25日8時50分～10時10分相談内容に対し下記内容で対応した。☒ ①監査内容並びに判断は当協会が答える立場にないことを事前に説明し、名義貸し行為は無資格者が有資格者の名前を騙って行うものであり有資格者同士の名義貸し行為はありえないことと車両の共同使用（諸要件あり）が合法であることを説明し、今回は〇〇が無かったことに対する処分であることを説明した。☒ ②監査内容は当協会が答える立場にないことを再度説明し、違反内容は監査の際に確認書を発出しているため再度、社内で確認することを助言した。また、定期点検の不備は事業者に対するペナルティであって整備管理者に対するものではないことを説明した。☒ ※〇〇と〇〇による会社の経営方針の違いから内部告発に至ったケースで①②とも社内の問題なので当協会としては静観することとしたい。☒ ☒	その他	行政処分の結果について
2022/8/10	匿名	有	8/10 PM13:30頃 当該車両が〇〇上り 〇〇-〇〇間の1車線区間において渋滞発生時再三にわたって車間距離を詰めて危険な走行をしており、その後当該車両はいわき方面に向かったとのこと。通報者は当該車両の1台前を走行。☒ インターで警察に話したが取り合ってもらえなかった。対応結果について連絡がほしいと要望あり。☒ 8/19 PM15:45 通報者の奥さんに〇〇からの回答を伝言。怖い思いをしたので指導教育を徹底してほしいとのこと。	8/10 PM14:06 〇〇へTEL（〇〇不在のため対応できる者がいないということ。8/17に再度連絡する旨伝える）024-575-2283☒ 8/19 PM15:39 〇〇からドライバーにヒアリングを実施し煽り運転の認識はなく、またチャートも確認したところ80km/h ほどで走行していたということ。ドラレコの映像は保管期間を過ぎており確認できなかった。Gマーク取得事業者としてドライバーへの指導教育を徹底するという回答。	危険運転等	
2022/8/25	匿名	無	8/23 PM16:25頃 〇〇高速道上り〇〇インター付近で当該車両が追い越し車線でのあおり運転と100km/h超過で走行していた。☒	8/25 AM11:00 運行管理者〇〇よりあおり運転に関しては車両には急な速度変化や車線逸脱等危険運転を感知した際、PCに即時情報を送信する装置を設置しているが、当該車両の情報は現状なしということであった。また当該時間アナタコ上90km/hほどで走行しており、ドライバーもあおり運転をした認識はなかったが、法定速度、大型車が与える圧迫感について再度指導を行った。	不正改造等	
2022/9/12	一般消費者	無	9/12 AM4:15 4号線上り〇〇付近を通報者が走行中、当該車両が交差点に信号無視で進入し衝突しそうになった。身の危険を感じたため指導してほしい。	9/12 PM14:48 運行管理者〇〇からドラレコ映像は直近1時間のみ録画するものを使用しており残っていない。ヒアリング結果については当該車両の信号は黄色で停止できないと思い交差点に進入してしまっただが、相手車両も赤信号で直進してきたと思われる。今回は衝突を回避できたが、事故につながりかねないので指導を徹底するという回答。	危険運転等	